

# 国土利用計画審議会の職務等について

## 目 次

1	宮城県国土利用計画審議会の概要	・・・・・・・・・・ P 1
2	国土利用計画法の概要	・・・・・・・・・・ P 2
3	国土利用計画	・・・・・・・・・・ P 3～6
4	土地利用基本計画	・・・・・・・・・・ P 7～10
5	国土利用計画・土地利用基本計画の体系図	・・・・・・・・・・ P 11
6	宮城県国土利用計画（第五次）	・・・・・・・・・・ P 12
7	宮城県土地利用基本計画	・・・・・・・・・・ P 13
	(参考)	
	審議会に関する法令	・・・・・・・・・・ P 14～16

# 1 宮城県国土利用計画審議会の概要

## 1 設置根拠

- (1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条第1項
- (2) 国土利用計画審議会条例（昭和49年宮城県条例第39号）

## 2 所掌事務

- (1) 県国土利用計画に関すること。
- (2) 県土地利用基本計画に関すること。
- (3) 市町村国土利用計画に関すること。
- (4) 県土利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項 他

## 3 組 織

- (1) 25人以内で組織する。（現委員：13人）
- (2) 都市・交通問題等，自然保護，農業，林業，商工業，社会福祉，土地問題，地方行財政，一般言論界（青年，婦人）の各分野から任命している。
- (3) 任期は3年とする。（現任期：平成29年4月1日～平成32年3月31日）

## 4 開催時期

- (1) 国土利用計画や土地利用基本計画（計画書）の改定・変更の場合には，年数回開催している。
- (2) 土地利用基本計画（計画図）の変更のみの場合には，年1回（例年1月下旬）開催している。

## 5 開催状況

- 平成26年度：3回開催（県国土利用計画変更審議等）
- 平成27年度：2回開催（県土地利用基本計画書変更審議等）
- 平成28年度：1回開催（県土地利用基本計画図変更審議等）

## 2 国土利用計画法の概要

### 国土利用計画法の体系

#### 目的

国土利用計画の策定，土地利用基本計画の作成，土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより，国土形成計画法による措置と相まって，総合的かつ計画的な国土の利用を図る。

#### 国土利用計画

国土の利用に関する基本構想，国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等について定める。

全国計画

都道府県計画

市町村計画

基本とする

#### 土地利用基本計画

都道府県の区域を対象として，当該地域の土地利用に関する諸計画を総合的に調整するとともに，土地取引に関しては直接的に，開発行為に関しては個別規制法を通じて間接的に，規制の基準として機能。

五地域	都市地域
	農業地域
	森林地域
	自然公園地域
	自然保全地域

即する

個別規制法	都市計画法	都市計画区域
	農振法	農業振興地域
	森林法	地域森林計画対象民有林 等
	自然公園法	国立・国定公園 等
	自然環境保全体法	県自然環境保全地域 等

#### 土地取引の規制に関する措置

土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し，かつ，適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため，土地取引の段階における規制措置を講ずる。

規制区域	許可制	本県指定区域なし	勧告（許可）要件
監視区域	事前届出制		価格 + 利用目的
注視区域			
上記以外	事後届出制		法定面積以上の土地

#### 土地取引動向の調査

注視区域等が指定された場合には，地価動向，土地取引動向等について調査する。

#### 遊休土地に関する措置

届出等を経て取得された後，2年を経過した一定規模以上の低未利用地で，利用を促進する必要があるものについて，遊休土地である旨の通知等を行う。

国土利用計画審議会所管

土地利用審査会所管

## 3 国土利用計画

### (1) 性格

国土利用計画は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的として策定されるものであり、国土利用に関する最も基本的な計画である。

### (2) 構成

この計画は、全国計画、都道府県計画、市町村計画の三つの計画によって構成され、相互にフィードバックを繰り返しながら、土地利用の基本方向において矛盾のない計画体系が出来上がるよう配慮され、次の事項を定めることとされている。

### (3) 計画事項

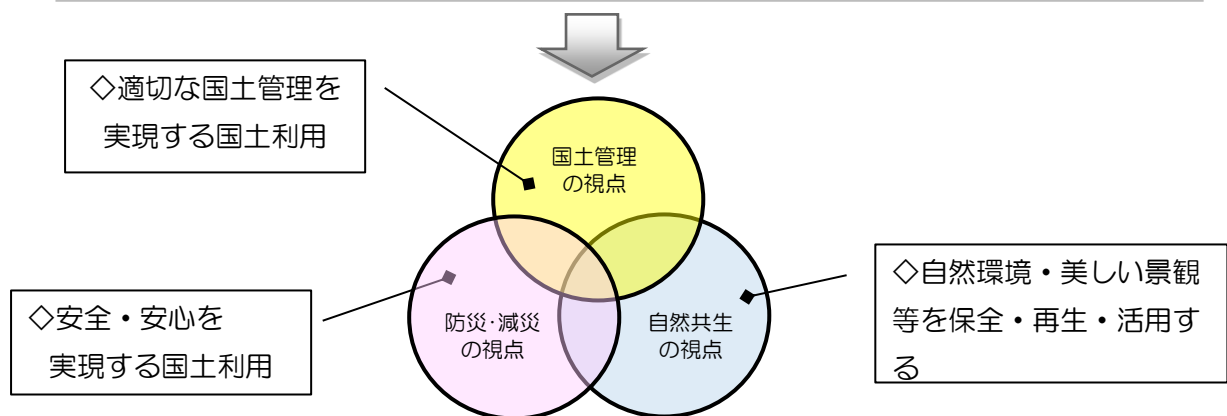
- イ 国土の利用に関する基本構想
- ロ 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- ハ ロに掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

## 全国計画

- 国土の利用に関する国の諸計画の基本となるとともに、都道府県計画及び土地利用基本計画の基本となるものである。
- 国土審議会及び都道府県知事の意見を聴取した上で、国土交通大臣が案を作成し、閣議決定を経て定められる。

### 第五次国土利用計画(全国計画) (H27.8.14 閣議決定, 目標年次:平成 37 年)

国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指し、本計画では「適切な国土管理を実現する国土利用」「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針としている。



## 都道府県計画

- 都道府県における国土の利用の基本となるもの。全国計画を基本として定められ、土地利用基本計画及び市町村計画の基本となるものである。
- 国土利用計画審議会、市町村長の意見を聴取して定められる。

宮城県国土利用計画	策定期期
第一次県計画	昭和 53 年3月 27 日
第二次県計画	昭和 61 年7月 18 日
第三次県計画	平成5年7月1日
第四次県計画	平成 12 年3月 21 日
第五次県計画	平成 22 年3月 17 日
第五次県計画(変更)※	平成 27 年3月 18 日

※平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって土地利用の現況に大きな変化があったことを踏まえ、復興の状況に即して見直しを行った。

### 宮城県国土利用計画(第五次)(H27. 3. 18 県議会議決, 目標年次:平成 32 年)

より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐことができる「持続可能な県土管理」を基本方針のもと、震災からの復旧にとどまらない抜本的な再構築と創造的な復興に向け、「安全性の強化と質の向上」に主眼をおいた土地利用の推進を図ることとしている。



- ① 創造的な復興のための土地利用の推進
- ② 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化
- ③ 県土利用の質的向上
  - ◆ 安全で安心できる県土利用
  - ◆ 自然との共生・循環を重視した県土利用
  - ◆ 美しくゆとりある県土利用
- ④ 県土利用をめぐる新たな動きへの対応

## 市町村計画

市町村計画は、都道府県計画を基本とし、市町村における国土の利用の基本となるものである。計画の作成に当たっては、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされており、また、計画を定めた（又は変更した）ときはその要旨を公表するよう努めるとともに、知事に報告しなければならないこととなっている。

### ●近年、市町村国土利用計画を変更した市町村

変更年月	市町村名	基準年次	目標年次
平成 28 年 3 月	東松島市	H25	H37
平成 28 年 3 月	松島町	H26	H37
平成 28 年 11 月	亶理町	H25	H37
平成 29 年 2 月	栗原市	H26	H38
平成 29 年 2 月	南三陸町	H24	H37
平成 29 年 3 月	丸森町	H27	H37
平成 29 年 3 月	加美町	H26	H36
平成 29 年 4 月	大郷町	H27	H37
平成 29 年 9 月	富谷市	H27	H37

(H29.12 時点)

## 4 土地利用基本計画

### (1) 性格

国土利用計画を基本として、都道府県が即地的な土地利用の将来像を描くとともに、それを達成するための必要な調整方針を定める計画である。

### (2) 構成

土地利用基本計画は、土地利用の調整等に関する事項を文章で表した「計画書」と、五地域（都市地域，農業地域，森林地域，自然公園地域，自然保全地域）の範囲を5万分の1の地形図上に記した「計画図」からなっている。

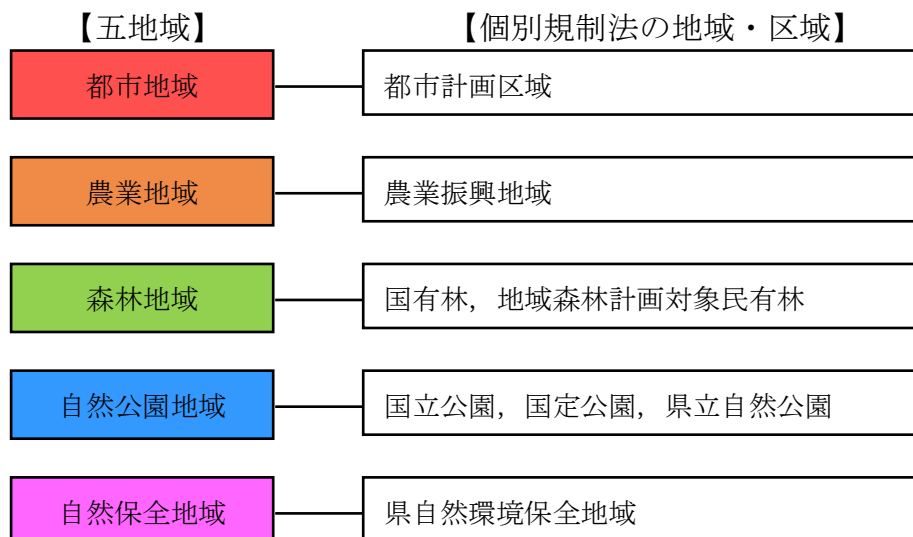
#### 計画書

土地利用の調整等に関する事項を文章表示したもの

- (イ) 土地利用の基本方向
- (ロ) 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
- (ハ) 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

#### 計画図

五地域の範囲を5万分の1の地形図に表示したもの





### (3) 役割

#### ① 行政内部における総合調整機能

都市計画法，農業振興地域の整備に関する法律等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として，行政内部における総合調整機能を有するものである。

個別規制法による地域・区域を変更（新規指定及び廃止を含む。）しようとする場合には，あらかじめ土地利用基本計画図の変更を行うことを原則としており，各個別規制法による地域・区域が，当該地域・区域に対応する土地利用基本計画の地域区分とかい離しないような運用が行われている。

#### ② 土地利用の規制に関する基準

- 土地取引 利用目的の適合性を判断する審査基準として【直接的】
- 開発行為 個別規制法の規制の基準として【間接的】

#### 【参考】土地に関する権利の移転等の届出

根拠法令： 国土利用計画法

対象行為： 売買等の土地取引で，対価の授受を伴うもの。

対象面積： 市街化区域	2,000 m <sup>2</sup>
市街化区域以外の都市計画区域	5,000 m <sup>2</sup>
都市計画区域外	10,000 m <sup>2</sup>

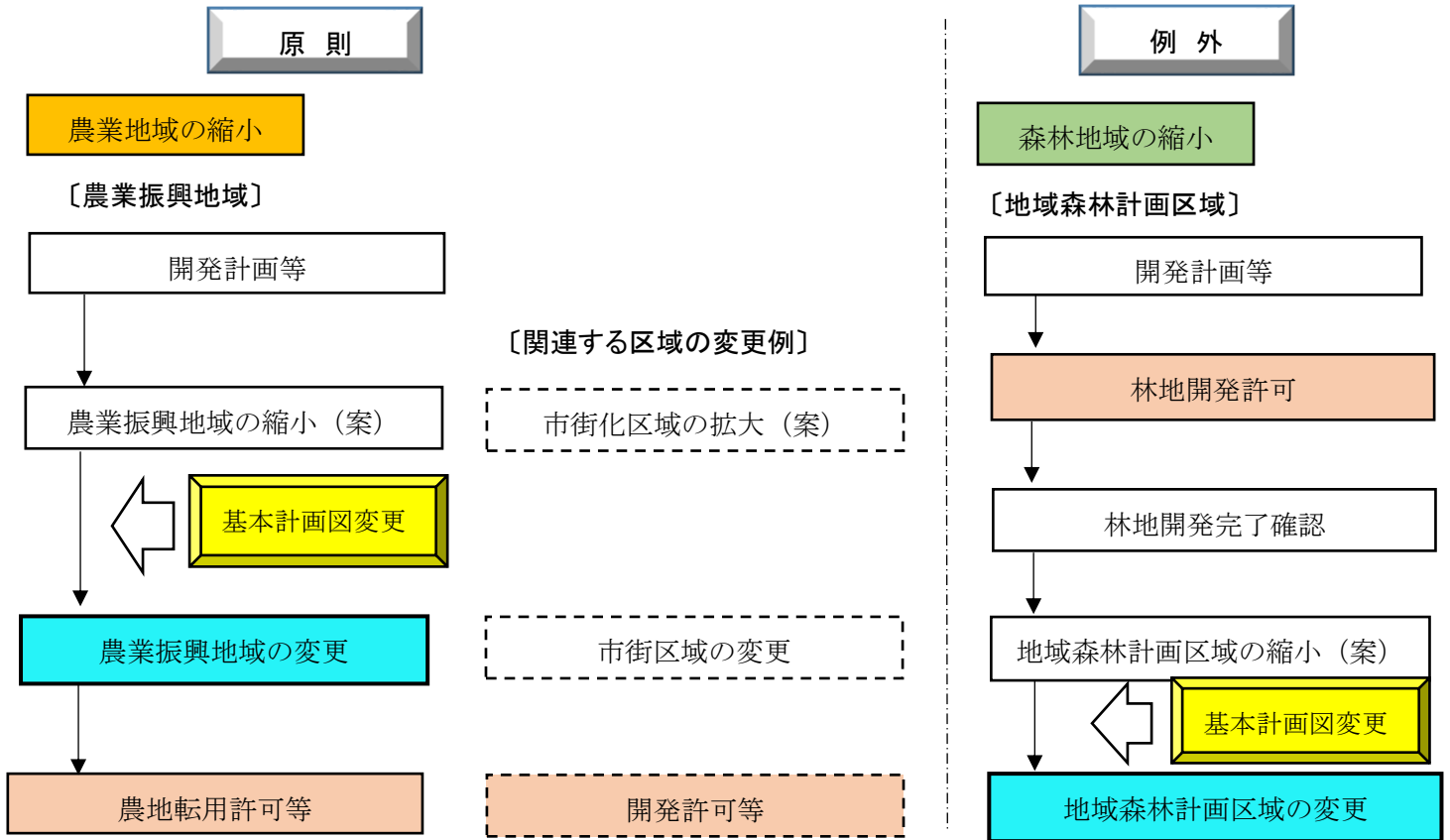
届出期限： 契約締結後2週間以内

提出先： 土地の所在する市町村

審査権者： 知事（政令指定都市の場合は市長），権限移譲先市町村長

審査基準： 土地の利用の目的が，土地利用基本計画その他公表された土地利用に関する諸計画に適合すること等。

#### (4) 土地利用基本計画図の変更と個別規制法による開発許可等との関係について



**【国土利用計画審議会での取扱い】**  
 「森林地域の縮小」の個別案件は、報告事項とする。  
 ※平成 22 年度の国土利用計画審議会(平成 23 年 1 月 18 日開催)において決定

**【理由】**

本来は、土地利用基本計画図における「森林地域」からの除外を先行して行うべきであるが、大規模な林地開発は長期間となり、事情の変化により開発計画の変更が必要となる場合も多く、土地利用基本計画図の変更を頻繁に行なう必要が生じるとともに、土地利用基本計画図と森林法における区域指定に長期間の乖離が生じ、計画の管理が困難となることから、開発行為の完了後に変更することとすることが合理的と思料される。

また、森林地域の「拡大」については、地域指定との競合が生じ、その適否の判断に当たっては、行政内部の総合調整機能を担う本審議会への諮問が必要と判断される。一方で、当該「縮小」については、他の地域指定との競合が生じず、林地開発許可の適否の判断は、森林法に規定される「県森林審議会」の答申を前提としていることから、一定の客観性も担保される。

## (5) 東日本大震災復興特別区域法に基づく特例について

### ◇復興整備計画の概要と変更の特例の流れ

#### 復興整備計画

- 被災地の復興のためのまちづくり・地域づくりに関する計画
- 復興に必要な各種の事業を記載
- 市町村が作成(県と共同して作成することも可能)

#### 〔主な記載事項〕

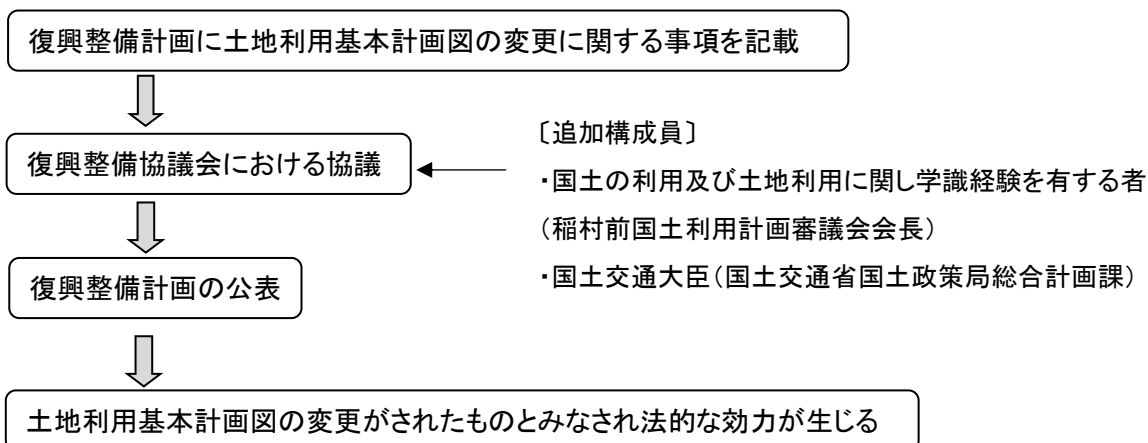
- 土地利用方針(計画区域内の土地利用再編の青写真)
  - 「土地利用構想図」「復興整備事業総括図」
- 復興整備事業(被災地の復興のために必要な事業)
  - 開発等のための各種手続のワンストップ処理に関する事項

関係者が一堂に会した復興整備協議会(※)における協議を活用することで、国土利用計画法や個別規制法において求められる関係者の協議・同意等を一括して処理できることとし、同協議会の承認を受け、復興整備計画が公表されることでゾーニングの変更(土地利用基本計画図の変更、都市計画区域の変更等)や許認可等(農地転用の許可等)がなされたものとみなされる。

また、P9に記載のとおり、本来、農地転用許可等に先行して土地利用基本計画図の変更がなされるが、復興事業の早急な実施のため、復興整備協議会において特例的に転用許可等を受けた上で事業を先行する取扱いも認められている。

※ 東日本大震災の被災市町村長が会長となり、知事や国の関係機関の長が構成員となって復興整備計画及びその実施に関し必要な事項を協議する組織

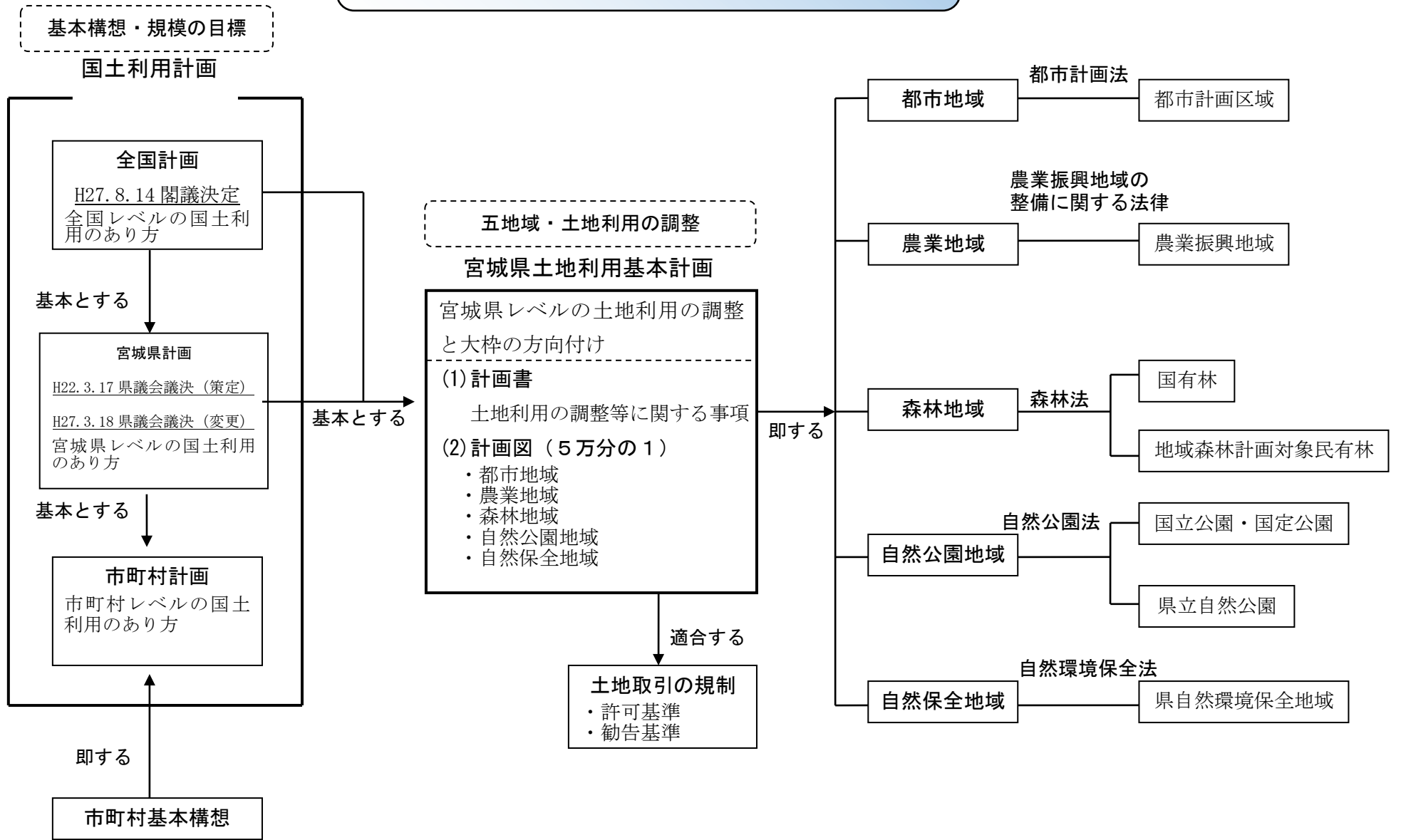
#### 【土地利用基本計画の変更の特例フロー】



#### 【適用実績】(土地利用基本計画図の変更のみ)

H24年度：7市町(計11件)，H25年度：5市町(計32件)，H26年度：5市町(計9件)，  
H27年度：1町(1件)，H28年度：1市(1件)，H29年度：0件(※H30.1.31現在)

# 国土利用計画・土地利用基本計画の体系図



# 宮城県国土利用計画（第五次）の概要

【現行計画】平成22年3月改定

平成27年3月変更

<p>前文</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災により沿岸部を中心に土地利用の現況が大きく変化した。</li> <li>国土利用計画（第五次）改定において、中間年を目途に総合的な点検を行うとされている。</li> </ul>		
<p>1 県土利用の基本理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図る。</li> <li>「宮城県震災復興計画」を着実に推進し、「創造的な復興」の実現を目指す中で、県内市町村の震災復興計画との調和が保たれた県土利用を図る。</li> </ul>		
<p>2 県土利用の現状と課題</p>	<p>(1) 県土利用の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用上、構成比に大きな変化はないが、津波被害等による農地の減少や災害危険区域の指定等により利用目的の定まらない「その他」地目が増加。</li> <li>近年、自然的土地利用から都市的土地利用への転換は緩やかに推移してきたが、震災に伴う復興事業等により増加傾向。</li> </ul>	<p>(2) 県土利用の現状からみた諸課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 震災による基本的条件の変化 <ul style="list-style-type: none"> <li>人口の減少</li> <li>津波被害による農地の大幅減少</li> <li>復興のまちづくり</li> <li>沿岸被災地の市街地空洞化の加速</li> <li>安全性への要請と再生可能エネルギー</li> <li>地域コミュニティ弱体化</li> </ul> </li> <li>ロ 県土の有効利用と土地利用転換の適正化 <ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能の分散による環境負荷の増加や新たなコスト発生</li> </ul> </li> <li>ハ 県土利用の質的向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全な住環境確保</li> <li>防災機能の再構築</li> <li>自然との共生・循環を重視した県土利用</li> <li>美しい景観の形成等に対する要請の高まり</li> </ul> </li> <li>ニ 県土利用をめぐる新たな動き <ul style="list-style-type: none"> <li>震災復興計画等に基づいた土地利用</li> <li>国土強靱化の基本理念</li> <li>人口減少社会を見据えた地域のあり方</li> </ul> </li> </ul>	
<p>3 県土の利用に関する基本構想</p>	<p>(1) 県土利用の基本方針</p> <p>より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐことができる 「持続可能な県土管理」の実現</p> <p>＜創造的な復興に向け「安全性の強化と質の向上」に主眼を置いた土地利用の推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 創造的な復興のための土地利用（防災機能の強化を重視した県土利用、コミュニティの維持に配慮した県土利用）</li> <li>ロ 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化</li> <li>ハ 県土利用の質的向上（安全で安心できる県土利用、自然との共生・循環を重視した県土利用、美しくゆとりある県土利用）</li> <li>ニ 県土利用をめぐる新たな動きへの対応（震災復興計画・ビジョンに基づいた県土利用、沿岸部の復興まちづくり、県土の強靱化、人口減少を見据えた地方創生の取組に配慮した土地利用）</li> </ul>	<p>(2) 地域類型別の県土利用の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 都市：市街地における土地利用の高度化 農山漁村との交流 低未利用地の有効利用の促進 コンパクトなまちづくり 災害に強い都市構造の形成</li> <li>ロ 農山漁村：優良農地及び森林の確保 農地の利用集積の推進 効率性・安全性を重視した土地利用</li> <li>ハ 自然維持地域： すぐれた自然の風景地等の適正な保全 環境に配慮したまちづくり 自然とのふれあいの場</li> </ul>	<p>(3) 利用区分別の県土利用の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 農地：災害に強い農業・農村づくり</li> <li>ロ 森林：森林整備及び保全、林業・木材産業の活力回復</li> <li>ハ 原野等：保全、再生、自然環境への配慮</li> <li>ニ 水面・河川・水路： 地盤沈下に伴う低平地の治水安全度の向上</li> <li>ホ 道路：防災道路ネットワークの早期形成</li> <li>ヘ 宅地：安全・安心のまちづくり</li> <li>ト その他：低未利用地の再利用、耕作放棄地の有効利用 沿岸部における多重防御によるまちづくり</li> </ul>
<p>4 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要</p>	<p>【基準年次：平成25年、目標年次：平成32年】</p> <p>(1) 規模の目標（主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜農地＞効率的な土地利用による高生産性農業の実現 H25：1,297 km<sup>2</sup> ⇒H32：1,286 km<sup>2</sup></li> <li>＜森林＞森林の保全機能と多面的機能に配慮 H25：4,165 km<sup>2</sup> ⇒H32：4,148 km<sup>2</sup></li> <li>＜住宅地＞安全な住環境の確保と良好な居住環境の形成 H25：272 km<sup>2</sup> ⇒H32：282 km<sup>2</sup></li> </ul>		<p>(2) 地域別の概要（地域区分）</p> <p>県中南部地域：土地の高度利用及び低未利用地の優先的な再利用を通じ、良好な市街地の形成と再生が計画的に行われる土地利用</p> <p>県北西部地域：豪雨等による山崩れや土砂流出、地すべり等山地災害を防止する取組を進める土地利用</p> <p>県北東部地域：大規模地震に起因する津波による被害を最小限にするため、海岸保全施設の整備を推進し、沿岸域における県土の保全と安全性が確保される土地利用</p>
<p>5 本計画を達成するために必要な措置の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 創造的な復興のための土地利用の推進</li> <li>(2) 国土利用計画法等の適切な運用</li> <li>(3) 地域整備施策の推進</li> <li>(4) 県土の保全とさらなる安全性の確保</li> <li>(5) 環境の保全と美しい県土の形成</li> <li>(6) 土地の有効利用の促進</li> <li>(7) 土地利用転換の適正化</li> <li>(8) 多様な主体との連携・協働による県土管理の推進</li> <li>(9) 県土に関する調査の推進と成果の普及啓発</li> <li>(10) 指標の活用</li> </ul>		

# 宮城県土地利用基本計画の概要

## 第1 土地利用の基本方向

### 1 県土利用の基本理念

### 2 県土利用の基本方向

より良い状態で  
県土を次世代に継承

創造的な復興に向け「安全性の強化と質の向上」に主眼を置いた、『安全・安心かつ持続可能な県土管理』の実現

#### (1) 創造的な復興のための土地利用

- ・創造的な復興に向けて各分野の復興計画（ビジョン）に基づく県土利用
- ・防災機能の強化
- ・コミュニティの維持に配慮  
災害に強い県土づくり

#### (2) 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化

- ・都市機能の集約，市街地拡大の抑制，空き地・空き家対策，低未利用地の適正利用
- ・耕作放棄地対策，農地利用集積，優良農地の確保

#### (3) 県土利用の質的向上

- ・安全で安心できる県土利用
- ・自然との共生・循環を重視した県土利用
- ・美しくゆとりある県土利用

#### (4) 県土利用をめぐる新たな動きへの対応

- ・頻発化・激甚化する自然災害への安全対策
- ・移住促進，「小さな拠点」「コンパクトシティ」の形成
- ・再生可能エネルギー等への対応

### 県土利用の質的向上の三つの観点

#### 安全で安心できる県土利用

- ・「災害に強いまちづくり宮城モデル」の構築
- ・「減災」の考え方を踏まえた土地利用
- ・防災拠点の整備，防災ネットワークの形成，オープンスペースの確保，ライフラインの多重化・多角化

#### 自然との共生・循環を重視した県土利用

- ・環境負荷の低減
- ・都市的土地利用における自然環境への配慮
- ・外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止，生物多様性の確保
- ・生態系ネットワークや自然環境等の震災による劣化を食い止める取組

#### 美しくゆとりある県土利用

- ・ゆとりある都市環境の形成
- ・歴史的・文化的な風土の保存
- ・個性ある美しい景観を活用した魅力ある地域づくり
- ・復興に伴う新たな生活と自然との調和に配慮した土地利用

## 3 地域類型別の土地利用の基本方向

### 機能分担・交流連携

#### 都市

- イ安全で快適な居住環境の確保
  - ・災害に強い都市構造の形成，都市活動による環境負荷低減，ゆとりある快適な都市環境
- ロ都市機能の集約，土地利用の高度化及び低未利用地の有効利用
  - ・無秩序な市街地拡大の抑制と土地の集約
  - ・人口減少に対応したコンパクトなまちづくり

#### 農山漁村

- イ優良農地と森林の確保
  - ・農地利用集積，耕作放棄地発生防止対策
- ロ多面的機能の維持と環境への負荷軽減に配慮  
ハ安全性に配慮した効率的かつ機能向上に資する土地利用
  - ・農林水産業基盤整備，地域産業6次化の取組等による農山漁村の活性化と機能向上

#### 自然維持地域

- ・無秩序な乱開発の監視強化，外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止
- ・自然体験・学習などの自然とのふれあいの場
- ・地域指定等による規制的手法と適正な配慮の下での持続可能な利用

## 4 地域別の土地利用の基本方向

- (1) 県中南部地域 持続可能な集約市街地と東北圏の発展を先導する中枢都市圏の形成，安全かつ効率的な土地利用，都市と自然との調和
- (2) 県北西部地域 豊かな自然とともに安全に暮らす地域の形成，優良農地の確保と高度利用の推進，各地域の広域連携機能の強化と快適な生活空間の整備促進
- (3) 県北東部地域 災害に強いまちづくりと持続可能な集約型市街地の形成，優良農地の確保，生産基盤の整備と地域資源の活用と保全

## 5 土地利用の原則

津波により発生した災害危険区域等の非居住地域は産業用地としての雇用創出を促す利活用，市街化調整区域への編入，公園等住宅以外の利用等の検討を含め，適正な土地利用の転換を図る。

### (1) 都市地域

### (2) 農業地域

### (3) 森林地域

### (4) 自然公園地域

### (5) 自然保全地域

- イ 市街化区域
- ロ 市街化調整区域
- ハ その他の都市計画区域

- イ 農用地区域
- ロ その他の農業地域

- イ 保安林
- ロ その他の森林地域

- イ 特別保護地区
- ロ 特別地域
- (イ) 第1種特別地域
- (ロ) 第2種特別地域・第3種特別地域
- ハ 普通地域

- イ 特別地区
- ロ 普通地区

## 第2 五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

### 1 五地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

五地域区分	五地域区分 細区分	都市地域		農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域
		市街化区域及び用途地域 市街化調整区域 その他	市街化調整区域 その他	農用地区域 その他	保安林 その他	特別地域 普通地域	特別地区 普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域	■					
	市街化調整区域	■	■				
	その他	■	■				
農業地域	農用地区域	×	←	■			
	その他	×	←	■	■		
森林地域	保安林	×	←	×	■		
	その他	↑	←	↑	○	■	
自然公園地域	特別地域	×	←	←	○	■	
	普通地域	←	○	○	○	○	■
自然保全地域	特別地区	×	←	←	○	○	×
	普通地区	×	←	○	○	○	×

#### 【凡例】

- × 制度上又は実態上，一部の例外を除いて重複のないもの。
- ← 矢印の方向の土地利用を優先する。
- ↔ 矢印の方向の土地利用を優先するが，他方の土地利用を認める。
- ← 土地利用の現況に留意しつつ，矢印の方向の利用との調整を図りながら，他方の土地利用を認める。
- ↔ 矢印の方向の土地利用に配慮しつつ，両地域が両立するよう調整を図る。
- 両地域が両立するよう調整を図る。

## 2 土地利用調整上留意すべき事項

### (1) 復興の円滑な推進に資する土地利用

- ・東日本大震災復興特別区域法に基づく特例の活用
- ・復興まちづくりの考え方（コミュニティ維持に配慮した集約的土地利用）

### (2) 災害に強いまちづくりのための土地利用

- ・津波により新たに発生した災害危険区域等の適正な土地利用転換

市町村の基本構想・地域づくりの計画と整合性のとれた土地利用

### (3) 大規模な土地利用転換と自然的土地利用の共存・調和

- ・安全性の確保と国土の保全
- ・森林の公益的機能の維持

### (4) 郊外部における計画的な土地利用誘導

- ・郊外部の拡散的な開発を抑制用途地域内への誘導を原則
- ・都市地域と農業地域の連係

## 第3 公的機関の開発保全計画

社会的目標を確保するため当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう，土地利用上配慮する

計画名	事業目的	規模	位置	計画・事業主体
王城寺原演習場 周辺緑地整備計画	緑地整備	259 ha	黒川郡 大和町	東北防衛局

## 審議会に関する法令

### 【国土利用計画法】（昭和 49 年法律第 92 号）（抄）

（都道府県計画）

#### 第 7 条

- 3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第 38 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かなければならない。

（市町村計画）

#### 第 8 条

- 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第 38 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

（土地利用基本計画）

#### 第 9 条

- 10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第 38 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かなければならない。

（審議会等）

第 38 条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

- 2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

## 【国土利用計画審議会条例】（昭和49年宮城県条例第39号）

（設置）

第1条 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第38条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、宮城県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、前条第2項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（特別委員会）

第6条 審議会は、その定めるところにより、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属すべき委員及び臨時委員並びに特別委員会の長は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、特別委員会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前条の規定は、特別委員会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「特別委員会」と、「会長」とあるのは、「特別委員会の長」と読み替えるものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。



## 【宮城県国土利用計画審議会運営規程】

(趣旨)

第1条 この規程は、国土利用計画審議会条例（昭和49年宮城県条例第39号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）の招集は会長が開催の日時及び場所並びに審議事項を示して、会議の開催の5日前までに委員に通知して行うものとする。

ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 委員は、やむを得ない事由により会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を会長に届出なければならない。

(委員及び臨時委員以外の者の出席)

第3条 議長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出させて意見又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、公開とする。ただし、議長が特に必要と認める個別の議案について出席した委員及び臨時委員の過半数が非公開と決したときは、これを公開しないものとする

(議事録の作成)

第5条 会議については、議事録を作成し、議長及び議長の指名した委員2名がこれに署名押印するものとする。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりである。

- (1) 開催の年月日及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) その他議長が必要と認める事項

(特別委員会)

第6条 特別委員会（以下「委員会」という。）は、特別に調査審議する必要があると認めるときに置くものとする。

第7条 委員会の長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会の長に事故あるとき又は欠けたときは、委員会に属する委員及び臨時委員のうちから委員会の長のあらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

第8条 委員会は、審議会から付議された事項について調査審議を終了したときは、速やかに報告書に議事録を添えて会長に提出するものとする。

(審議会に関する規定の準用)

第9条 委員会の会議及び運営に関しては、前2条に定めるもののほか、審議会の例によるものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が定める。